

法務省人定訓第 1 号

本省局部課長
所管各庁の長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

法務大臣 鈴木 馨 祐
（公印省略）

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
1 本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定員は、次の表のとおりとする。					1 本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定員は、次の表のとおりとする。				
区 分			定 員	備 考	区 分			定 員	備 考
本 省	内 部 部 局	大 臣 官 房	416人	1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、65人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	本 省	内 部 部 局	大 臣 官 房	410人	1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、63人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
		民 事 局	108人				民 事 局	107人	
		刑 事 局	81人				刑 事 局	75人	
		矯 正 局	96人				矯 正 局	88人	
		保 護 局	61人				保 護 局	53人	
		人 権 擁 護 局	32人				人 権 擁 護 局	30人	
		訟 務 局	91人				訟 務 局	90人	
		小 計	885人				小 計	853人	
	施設等機関	法務総合研究所	84人			施設等機関	法務総合研究所	84人	
		矯 正 研 修 所	100人	うち、30人は、支所の定員とする。			矯 正 研 修 所	100人	うち、30人は、支所の定員とする。
		刑務所、少年刑務所及び拘置所	19,708人				刑務所、少年刑務所及び拘置所	19,802人	

		少 年 院	2,262人	
		少 年 鑑 別 所	1,125人	
		小 計	23,279人	
	地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	8,946人	
		矯 正 管 区	320人	
		地 方 更 生 保 護 委 員 会	316人	
		保 護 観 察 所	1,543人	
		小 計	11,125人	
	検 察 庁		11,858人	
	本 省 計		47,147人	
	出 入 国 在 留 管 理 庁	内 部 部 局	205人	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官3人を含む。
		出 入 国 管 理 部	130人	
		在 留 管 理 支 援 部	148人	
		小 計	483人	
	施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所	265人	
	地 方 支 分 部 局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局	5,751人	
	出 入 国 在 留 管 理 庁 計		6,499人	

		少 年 院	2,294人	
		少 年 鑑 別 所	1,137人	
		小 計	23,417人	
	地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	9,081人	
		矯 正 管 区	320人	
		地 方 更 生 保 護 委 員 会	321人	
		保 護 観 察 所	1,520人	
		小 計	11,242人	
	検 察 庁		11,862人	
	本 省 計		47,374人	
	出 入 国 在 留 管 理 庁	内 部 部 局	179人	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官3人を含む。
		出 入 国 管 理 部	106人	
		在 留 管 理 支 援 部	144人	
		小 計	429人	
	施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所	265人	
	地 方 支 分 部 局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局	5,664人	
	出 入 国 在 留 管 理 庁 計		6,358人	

公 安 審 査 委 員 会	内 部 部 局	事 務 局	4人	
公 安 調 査 庁	内 部 部 局	総 務 部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調 査 第 一 部	128人	
		調 査 第 二 部	<u>189</u> 人	
		小 計	<u>398</u> 人	
	施設等機関	公 安 調 査 庁 研 修 所	8人	
	地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局	<u>1,424</u> 人	
	公 安 調 査 庁 計		<u>1,830</u> 人	
法 務 省 合 計			<u>55,480</u> 人	

公 安 審 査 委 員 会	内 部 部 局	事 務 局	4人	
公 安 調 査 庁	内 部 部 局	総 務 部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調 査 第 一 部	128人	
		調 査 第 二 部	<u>183</u> 人	
		小 計	<u>392</u> 人	
	施設等機関	公 安 調 査 庁 研 修 所	8人	
	地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局	<u>1,399</u> 人	
	公 安 調 査 庁 計		<u>1,799</u> 人	
法 務 省 合 計			<u>55,535</u> 人	

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の法務省定員細則第 1 項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
刑務所、少年刑務所及び拘置所	令和 7 年 9 月 30 日までの間	19,785 人
法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	令和 7 年 9 月 30 日までの間	8,957 人
検 察 庁	令和 7 年 12 月 31 日までの間	11,865 人
地方出入国在留管理局	令和 7 年 9 月 30 日までの間	5,771 人